



2026年5月15日

各 位

会社名 日本空港ビルデング株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 一仁
(コード番号 9706 東証プライム)
問合せ先 上席常務執行役員総務本部長 細谷 重利
(TEL. 03-5757-8000)

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買取への対応方針)の継続について

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買取防衛策)(以下「旧対応方針」といいます。)の継続を決議し、同年6月28日開催の当社第79回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂きました。旧対応方針の有効期間は、2026年6月25日開催予定の当社第82回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までとなっております。

当社は、旧対応方針の有効期間満了に先立ち、2026年5月15日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)に照らして、旧対応方針の内容を一部改定した上、継続すること(以下、改定後の当社株式に対する大規模買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。)を決議いたしましたので、ここにお知らせいたします。なお、本対応方針の改定は本日付で効力を生ずるものの、本対応方針については、本定時株主総会において株主の皆様のご承認(出席株主(議決権を行使できる株主に限られ、議決権行使書及び電磁的方法による出席も含みます。)の議決権の過半数の決議により行われるものとします。本定時株主総会における当該承認を以下「本株主総会承認」といいます。)を得ることとし、本株主総会承認が得られなかった場合には、本対応方針は本定時株主総会の終結時をもって失効することといたします。

旧対応方針からの主な改定は以下のとおりです。

- ・ 「大規模買付行為」、「特定株主グループ」などの定義の整理・明確化を行いました。
- ・ 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第32号)による改正が本年5月1日に施行されたこと等に伴い、大規模買付行為に関する提出情報の明確化等の所要の修正を行いました。

なお、現時点において当社は、当社株式について、大規模買付行為を行う旨の提案等を受領しておりません。

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断はその時点における株主の皆様にご委ねられるべきものであると考えています。

当社は羽田空港において、航空系事業として国内線ターミナルの建設、管理運営を行い、2018年4月には東京国際空港ターミナル株式会社を連結子会社化し、国内線・国際線ターミナルを一体的に運用することで、より一層の効率的なターミナル運営会社として事業を行っております。一方、非航空系事業として、羽田空港、成田国際空港、関西国際空港並びに中部国際空港において物品販売業等を営み、その収益を基盤として航空業界の急速な発展に即応したターミナルビルの拡充整備に努めており、また、これまで培ったノウハウを活かした空港外での事業展開を図ってまいりました。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、旅客ターミナル事業の有する高度の安全性と公共性についての適切な認識に加え、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源（独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等）への理解が不可欠であると考えています。

当社は日本の空の玄関口・乗継の結節点である羽田空港全体の最適化を通じて、日本全体の移動・人流を活性化し、日本の航空旅客数の最大化を通じ、全てのステークホルダーへの提供価値の最大化を図ってまいります。そして今後も、我が国の経済成長および地域活性化において羽田空港が重要な役割を担うことを踏まえ、中長期的な企業価値向上と持続的成長の実現に向け、中期経営計画を着実に実行してまいります。

こうした中、当社は、当社の事業活動や事業方針等を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が突然現れた場合に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が計画する当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の情報が適切かつ十分に提供されることが不可欠と考えます。さらに、当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等の提示は、株主の皆様の判断に資するものであると考えています。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定して事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。その詳細については、(3)③をご参照ください。）に従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただく必要があると考えております。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な当社株式の大規模買付行為を防止するため、大規模買付者に対して相応の質問や大規模買付者の提案内容等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にごメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保し、さらには当該大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為に対しては企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上の観点から相当な措置がとられる必要があると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、下記(3)で記載するもののほか、以下の取り組みを行い、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に努めております。

① 中期経営計画に基づく取り組み

当社は、旅客ターミナルビルにおける絶対安全の確立のため、さらなる安全対策強化に全力を傾注するとともに、お客様本位の旅客ターミナルビルの運営を目指し、当社グループCS理念「訪れる人に安らぎを、去り行く人にしあわせを」の下、顧客第一主義を徹底するほか、積極的な人材育成を図り、全社を挙げて一層のサービス向上、さらなる収益の向上に努めております。

今般、当社グループは、2026年度を初年度とする新たな中期経営計画の策定にあたり、あらためて長期ビジョンの検討を行いました。戦後の国家財政窮乏下、政府に代わり、民間資本による旅客ターミナルの建設、管理・運営を通じて日本の国益に貢献するという原点に立ち返り、日本の空の玄関口・乗継の結節点である羽田空港全体の最適化を通じて、日本全体の移動・人流を活性化し、「日本の航空旅客数最大化に貢献する空港」という、目指すべき将来像を設定いたしました。これを実現するための取り組みの方向性として、「首都圏空港の最大活用」、「アジアの経済成長の取込」、「国内移動需要の創造」の3点を掲げ、今後の当社グループの新たな長期ビジョンを、『“需要享受型”の空港ターミナル会社から、“需要創造型”の空港の要(Anchor Role)となって共創を実現し、その成果を日本全国へ広げる存在』として再定義いたしました。

当社が「要」の役割を果たし、共創・全体最適による価値創造に取り組み、日本の航空旅客数最大化への貢献を通じ、全ステークホルダーへの提供価値の最大化を図ってまいります。

2026-2030年度の新中期経営計画期間は、長期ビジョン実現に向けた「企業変革期」と位置づけ、安定需要下における質的成長により、将来の大規模投資に備えたキャッシュ・フロー創出力を強化し、日本全体の航空需要創造へ能動的に貢献する企業、「空港の要(Anchor Role)」へと変革を遂げるために、今後の持続的な成長を目指してまいります。

新中期経営計画では、まず、2030年に目指す姿を、全てのステークホルダーから信頼される「羽田空港の要」と定義し、ステークホルダー起点でマテリアリティを再編し、「キャッシュ・フロー創出力の強化」と「関係者牽引力の強化」を取り組みの方向性として掲げ、3つの中核戦略「効率」、「付加価値」、「共創」により実現します。

「効率」では、資本コスト経営を推進し、経営資源を成長分野へ重点投下します。投資

採算規律を明確化し、不採算事業の整理やグループ機能の再編、非事業用資産の圧縮を進め、資産効率を改善することで、新たな価値創造を促進するための筋肉質な経営体質を構築します。

「付加価値」では、旅客の通過動線や滞在時間、多様なニーズを柔軟に捉え、ターミナルでの“稼ぐ力”を強化いたします。第2ターミナルでは、内際一体での商業機能再配置を進め、乗継需要を取り込むほか、CRMの強化、ECサービス拡充や免税自販機の導入による待ち時間の圧縮と、滞在空間の魅力を増すことで顧客一人ひとりの満足度と消費単価を引き上げます。

「共創」では、個別企業ごとに点在している空港内のデータを統合・可視化し、精緻な予測に基づく対応・連携を可能とするプラットフォーム(Total Airport Management)の構築や、世界の航空会社が

ら選ばれ続ける空港の必須条件として、脱炭素化を強力に推進し、自社の排出削減にとどまらず、ターミナル外へも貢献範囲を広げ、ステークホルダーと共に「空港 GX（グリーントランスフォーメーション）」の実現を目指し、さらに、羽田周辺地域や日本の各地域との連携を深め、事業範囲を拡張することで、羽田空港ターミナル外での収益規模拡大を目指します。

これらの中核戦略を着実に実行し、企業変革を成し遂げる土台として、人財への投資を増やし、「自ら未来を切り拓く人財」を育成するべく、人的資本経営を強化します。空港運営の知識・経験を有し、全体最適を考え、柔軟な発想で自ら需要を創造できる人財集団へと進化することが、戦略遂行の原動力となります。この人的生産性の向上が、良質な顧客サービスと高い財務リターンをもたらす好循環の基盤となります。

また、成長投資と株主還元の両立を図るための資金配分方針については、事業活動によるキャッシュ創出と負債調達を最適に組み合わせ、大規模な投資を遂行しつつ、持続的な成長と利益還元の高いレベルでの実現を目指します。

当社グループは今後も、我が国の経済成長および地域活性化において羽田空港が重要な役割を担うことを踏まえ、中長期的な企業価値向上と持続的成長の実現に向け、同計画を着実に実行してまいります。

② コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

(ア) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスが経営上重要な問題であるとの基本的認識に立ち、経営の透明性の確保を図るため、創業以来、社外役員を選任しております。当社は、従来監査役会設置会社でしたが、2022年6月24日開催の第78回定時株主総会における定款変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社に移行しました。原則毎月1回開催される取締役会は、取締役15名（うち、常勤取締役7名、独立社外取締役6名を含む非常勤の社外取締役8名）で構成され、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の監督機能を果たしております。監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役1名及び独立社外取締役3名から構成され、監査等委員である取締役は、取締役会やその他重要な会議に出席し、取締役の業務執行の適法性、妥当性及び経営の透明性、健全性を監視できる体制となっております。

(イ) 会社の機関の内容

当社の取締役会は、非常勤の社外取締役8名を含む15名の取締役で構成されております。取締役会は原則毎月1回開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の監督機能を果たしております。また、常勤取締役及び執行役員等で構成される経営会議を原則毎週1回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本方針及び重要事項を審議し、あわせて業務全般にわたる監理を行っております。

さらに、経営環境の変化に迅速に対応するため監査等委員を除く取締役及び執行役員の任期を1年にしております。

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は独立社外取締役3名を含む4名の取締役で構成されております。監査等委員である取締役は、取締役会やその他重要な会議に出

席し、取締役の業務執行の適法性、妥当性及び経営の透明性、健全性を監視しております。

これらに加え、報酬諮問委員会は、独立社外取締役及び常勤取締役で構成し、毎年複数回開催しており、取締役及び執行役員の報酬体系等についての透明性、妥当性及び客観性の確保を目的とし、取締役及び執行役員の報酬体系等に関し協議及び具申を行う取締役会の任意の諮問機関として設置しております。委員長は独立社外取締役が務めております。

また、指名諮問委員会は、独立社外取締役及び常勤取締役で構成し、毎年複数回開催しており、豊富な経験、高い見識、高度な専門性等を備えた人物を取締役候補者及び執行役員として選定することを基本方針とし、取締役候補者及び執行役員の指名についての協議及び具申を行う取締役会の任意の諮問機関として設置しております。委員長は独立社外取締役が務めております。

さらに、健全で透明性の高いガバナンス体制構築に向け、コーポレート・ガバナンス基本方針の適合性評価及び取締役会の実効性の評価と改善について協議し、取締役会への提言を行う、独立社外取締役を中心とした構成員からなる任意の委員会として、2025年7月1日付で、コーポレート・ガバナンス委員会を設置しております。

社外取締役の関係する会社と当社の間には、旅客ターミナルビルの賃貸、施設管理委託等の取引がありますが、いずれも会社間での一般的な取引であり、社外取締役個人が直接利害関係を有する取引はありません。

会計監査の状況につきましては、会社法及び金融商品取引法に基づく法定監査を EY 新日本有限責任監査法人に依頼しており、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

リスク管理につきましては、グループ全体でのリスク管理体制の高度化を図るため、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。委員会では、重要性が高いリスク（優先リスク）を特定の上、その対応を決定し、対応状況の確認と効果検証を繰り返し見直す体制を整え、適宜取締役会に報告することで、リスク管理に関する監督を受ける体制となっています。

（ウ）内部統制システムの整備の状況

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

- I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - A) 当社グループにおけるコンプライアンス体制を確立するため、日本空港ビルグループコンプライアンス基本指針（以下「コンプライアンス基本指針」という。）により、役員及び使用人の行動規範を定めるとともに、コンプライアンス推進委員会規程に基づきコンプライアンス推進委員会を設置する等、その推進のための体制を整える。
 - B) コンプライアンス通報窓口（通報制度）を設置し、違法行為等の発生防止と万一発生した時における会社への影響を極小化するための体制をとる。
 - C) コンプライアンス統括部門が中心となり、研修会・説明会を開催し、コンプライアンスの徹底を図る。
 - D) 取締役会規程及び経営会議規程を整備し、それらの会議体において各取締役の職務の執行状況について報告がなされる体制を整える。
 - E) 組織規程、就業規則等、法令及び定款に基づく各種社内規程を制定し、これに従い職務の執行がなされる体制を整える。

- F) 内部監査部門において、各部門における職務執行の状況を監査する体制を整える。
- II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報について、文書管理に関する社内規則等に従い適切に保存及び管理を行う。
- III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- A) リスク管理に係る体制を整備するため、当社グループ全体に関する損失の危険の管理に関する規程その他の体制に係わる基本規程を制定する。
 - B) リスク管理委員会は、リスク管理委員会規程に基づき、各部門から定期的にリスク情報を収集し、その情報をもとに優先して取り組むべきリスクを特定し、定期的に更新する。
 - C) 重要性が高いと評価されたリスクについては、リスク管理委員会において対応策をとりまとめ、定期的に進捗状況を確認するとともに、経営会議及び取締役会へ適宜報告する。
 - D) 内部監査部門は、リスク管理体制に係るプロセスの妥当性・適正性を監査し、必要に応じて各部門に改善提言を行い、監査等委員会へ適宜報告する。
- IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- A) 「取締役会」は、取締役会規程に基づき、原則毎月1回、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督機能を果たす。
 - B) 執行役員制度を導入し、監督と執行の分離及び意思決定の迅速化を図るとともに、執行機能の向上を図るため「経営会議」を設置する。「経営会議」は、経営会議規程に基づき常勤取締役及び執行役員等が出席し、原則毎週1回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本方針及び重要事項を審議し、あわせて業務全般にわたる監理を行う。
 - C) 取締役の職務の確実かつ効率的な運営を図るため、組織規程を定める。
 - D) 会社の業務執行に関する各職位の責任と権限を明確にし、会社業務の効率的・組織的運営を図ることを目的とし、職務権限規程を定める。
- V. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- A) 日本空港ビルグループ会社管理規程を制定し、当社によるグループ会社の管理、当社・グループ会社間の業務の適正に関する基本方針を定め、グループ会社の業務執行の適正を確保する体制を整える。
 - B) 当社は、グループとしての総合的な事業の進展とグループ会社の育成強化を目的にグループ経営会議を設置し、定期的な業務執行状況等の報告を受ける。
 - C) 当社及びグループ各社が社会のルールや倫理基準に沿った適切な行動をとるよう、コンプライアンス基本指針を策定するとともにコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制（贈賄等の禁止、反社会的勢力との関係遮断等を含む。）を確立する。
 - D) 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に対応し、当社グループの財務報告の信頼性を確保する活動を推進する内部統制推進室を当社に設置して、財務報告に係る内部統制の充実を図る。
 - E) 内部監査部門において、グループ各社の業務執行状況を監査する体制を整える。
- VI. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- A) 取締役、執行役員及び使用人は、内部統制に関する事項について監査等委員会に対し定期的に、また重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、監査等委員会は、必要に応じて取締役、執行役員及び使用人（子会社を含む。）に対して報告を求めることができるものとする。
 - B) グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人又はこれらの者から内部統制に関する事項や重要事項等の報告を受けた当社の取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して報告する。
- VII. 前項の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告については、コンプライアンス基本指針及び日本空港ビルグループコンプライアンス通報窓口運用規程に基づき、コンプライアンスに係る通報等及び調査協力をした使用人等を保護し、報告を理由とした不利益な取扱いを禁止する。

- VIII. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する。また、監査等委員会の職務を補助すべき者として、監査等特命役員を選定する。
- IX. 前項の取締役及び使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人を取締役から独立した役職に配置した場合には、その人事異動等に関して、監査等委員会と事前協議を行うこととする等により、取締役からの独立性を確保し監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- X. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理等を監査等委員が請求した場合は、会社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと思われるべきを除き、これを拒むことができないものとする。
- XI. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- A) 監査等委員会の独立性を確保するとともに、監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断する要請を行う。
 - B) 内部監査部門は、監査等委員会と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果を監査等委員会に報告する。
 - C) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できるものとする。
 - D) 監査等委員は、重要な議事録、決裁書類等を常時閲覧できるものとする。
 - E) 取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会又は監査等委員からの調査又はヒアリング依頼に対し協力するものとする。

（３）会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、（１）で述べた会社の支配に関する基本方針に照らし、大規模買付行為が行われる場合に関して以下のとおり大規模買付ルールを定めることとし、かつ、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合における対抗措置の発動に係る手続について定めることとします。これをもって、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みといたします。

① 本対応方針に関する取締役会決議

当社は、本日の取締役会において、本対応方針を本定時株主総会終結時以降も継続する旨の決議を行いました。

（１）で述べましたとおり、大規模買付行為が行われるに際しては、株主の皆様の判断のために、大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報が事前に提供され、相当な検討期間と交渉力が確保されることが重要であると当社は考えております。当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付者に対する買収条件の改善要求や大規模買付者の提

案の問題点の指摘、当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示等も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、必要かつ十分な情報を踏まえた上で、大規模買付者の提案や代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、また、下記③（オ）に定める株主意思確認総会の場合において株主の皆様の意思を確認する機会が設けられることにより、大規模買付行為に対する最終的な応否を自ら決定する機会が適正に確保されることとなります。

本対応方針において対抗措置として想定されております特定株主グループ（末尾（注2）をご参照ください。）の行使に制約が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての概要は、別紙1記載のとおりです。本新株予約権の無償割当てに関する内容を可能な範囲で予め開示しておくことで、予測可能性の観点から株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。本新株予約権の無償割当ては、下記③（キ）のとおり、不発動決議を得ない大規模買付行為が現に行われた場合にはじめてその効力が生じるものですので、現時点で本新株予約権が実際に発行されるものではありません。

また、当社は、本対応方針に関して当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

② 独立委員会の設置

大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものか否かの検討・審議を行い、大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保する機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会規程の概要及び委員の氏名・略歴は別紙2、別紙3に記載のとおりです。

当社取締役会は、下記③に定めるとおり、大規模買付行為が開始された場合に当該大規模買付行為との関係では対抗措置を発動しない旨の決議（以下「不発動決議」といいます。）の是非について独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

③ 大規模買付ルール

大規模買付ルールとして、大規模買付者は、次に定める手続きに従い情報提出等を行うものとし、かつ、情報提出手続等を経て、当社取締役会が下記③（力）に定めるところに従い不発動決議を行うまで、大規模買付行為を行わないこととします。

（ア）大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式による意向表明書（以下「大規模買付意向表明書」といいます。）を事前に当社に対して提出して頂きます。大規模買付者は、大規模買付意向表明書、下記③（イ）の大規模買付行為に関する情報等の関係書類を日本語で提出するものとします。

大規模買付意向表明書には、別紙4に定める情報等を記載して頂きます。なお、大規模買付意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本及び定款の写し等、大規模買付者の存在を証

明する書類等を添付して頂きます。

当社は、大規模買付意向表明書が提出された場合には、適用ある法令及び上場規則の規定に則り、適切に開示を行っていく予定です。

(イ) 大規模買付行為に関する情報の提出

当社取締役会は、提出された大規模買付行為に関する情報が不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に大規模買付行為に関する情報を提出するよう求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、当該期限までにかかる情報を追加的に提出して頂きます。

また必要に応じて、ご提出頂いた情報の一部又は全部を、株主の皆様へ開示いたします。

(ウ) 独立委員会による検討開始に係る通知

当社は、当該大規模買付行為に関する情報の提出が完了したと認められる場合等、大規模買付者の情報リストに基づく情報の提出状況その他具体的状況を踏まえ、独立委員会による検討を開始するのが適当と合理的に判断される場合には、独立委員会による検討を開始する旨を大規模買付者に通知しその旨を開示するとともに、大規模買付行為に関する情報を独立委員会に提出し、独立委員会による検討の開始を依頼いたします。

(エ) 独立委員会による検討及び不発動勧告決議

独立委員会は、当社取締役会が大規模買付者に対する上記③(ウ)の通知を行ってから原則として60日(初日不算入)(但し、円貨の金銭のみを買付対価とする当社株券等のすべての買収を目的とする大規模買付行為以外に関しては90日(初日不算入))が経過するまで(以下「独立委員会検討期間」といいます。)に、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者に関する情報収集、及び当社取締役会等の提供する代替案の検討等を行います。

また、独立委員会は、その裁量において、直接又は当社取締役会に委任した上で、当該大規模買付者等と当該大規模買付行為の内容について協議・交渉等を行うことができます。

なお、独立委員会は、合理的必要性があると認めた場合には、大規模買付行為の内容に関する情報収集や検討等に必要とされる合理的な範囲内で、30日(初日不算入)を上限として独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます(但し、当該延長の期間及びその理由について、開示いたします。)

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

大規模買付者は、独立委員会が、直接又は当社取締役会に委任した上で、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。独立委員会は、当該大規模買付行為に関する情報の検討等の結果、全員一致の決議により、当該大規模買付行為が当社の中長期的な企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合(別紙5をご参照ください。)には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、不発動決議を行うべき旨を勧告する決議(以下「不発動勧告決議」といいます。)を行うものとします。なお、独立委員会は、当社取締役会

を通じて、不発動勧告決議の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

(オ) 株主総会における株主意思確認

独立委員会は、独立委員会検討期間内に不発動勧告決議を行うに至らなかった場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催する旨を勧告することとし、かかる勧告を受けて当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を速やかに決定するものとします。また、この場合当社は、提出を受けた大規模買付行為に関する情報の概要、当社取締役会による代替案、及び当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等、当社取締役会が株主の皆様の判断に資する情報として適切と判断する事項、株主の中で議決権を行使できる者の範囲、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、開示いたします。

なお、株主意思確認総会を開催するために、当社取締役会は、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「議決権基準日」といいます。）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。

上記議決権基準日の設定にかかわらず、独立委員会検討期間経過時点で、当社定時株主総会その他の株主総会において議決権を行使することのできる株主の確定に関する基準日が既に定められている場合であって、当該株主総会において当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主の皆様の意思の確認を求めることが合理的に可能かつ適切であると当社取締役会が判断した場合には、当該株主総会を株主意思確認総会として取り扱うことができるものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席した議決権を有する株主の議決権の過半数によって決するものとします。

(カ) 取締役会の不発動決議

当社取締役会は、独立委員会が当該大規模買付行為について不発動決議を行うべき旨勧告した場合、独立委員会の当該勧告を最大限尊重し、不発動決議を行うことについて取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情が存しない限り、不発動決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、上記③（オ）に定める株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、不発動決議を速やかに行うものとします。

(キ) 大規模買付ルールに従わない大規模買付行為に対する対抗措置の発動

当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとします。当社取締役会は、大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われ対抗措置の発動が相当である場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、本対応方針に基づく対抗措置を行うものとします。本対応方針の対抗措置としては、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社の定款上許容される手段を想定しております。

なお、大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われた場合であっても、本新株予約権の無償割当ての基準日（以下「無償割当基準日」といいます。）前の日で当社取締役会が定める日までに大規模買付行為を行った者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかにな

った場合（これに準ずる特段の事情が生じたとき当社取締役会が認めた場合を含みます。）には、当社取締役会は当該無償割当てを中止し、その効力を生じさせないことができます。この場合、当該無償割当て中止までの間に希釈化を前提とした売買を行った投資家は、株価の変動により損害を被ることがありますが、投資家の皆様に与える影響を勘案いたしまして、無償割当て基準日の3営業日前の日以降における本新株予約権の無償割当ての中止や割り当てた本新株予約権の無償取得は予定しておりません。

④ 株主・投資家に与える影響

本対応方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報を提供し、さらには、当社株主の皆様が大規模買付行為に係るより良い提案や、当社取締役会等による代替案の提示を受ける機会を保証するための相応の検討時間・交渉力等が確保されることを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為への応諾その他の選択肢について適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本対応方針の設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断をなされる上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

今後、大規模買付意向表明書が提出された場合や当社株主の皆様及び投資家の方々に影響を与える事象が生じた場合等には、その旨について適用ある法令及び上場規則に基づき適時かつ適切に開示を行っていく予定です。

なお、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置を発動する場合、本新株予約権が株主の皆様全員に自動的に割り当てられますので、新株予約権の割当ての申込みに伴う失権者が生じることはありません。また**別紙1**のとおり、本新株予約権を当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することも可能としております。なお、無償割当て基準日の3営業日前の日以降における本新株予約権の無償割当ての中止や割り当てた本新株予約権の無償取得は予定しておりません。

本対応方針決議が行われた現時点において、株主・投資家の皆様に必要となる手続等はございません。仮に大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が現に行われた場合には、株主の皆様において会社法等の規定に従い、所定の手続きを行っていただくことが必要となりますが、これらの場合には、当社株主の皆様、投資家の方々及びその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適用ある法令及び上場規則に基づき適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。但し、上記のとおり本新株予約権の強制取得が行われる場合には、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式が自動的に交付されますので、株主の皆様には本新株予約権の行使手続をとっていただく必要はございません。なお、特定株主グループに該当しないことを確認させていただくための合理的手続を定めることを予定しております。

⑤ その他

本対応方針に対する本株主総会承認は、本定時株主総会から3年（すなわち2029年6月30日までに開催される当社第85回定時株主総会の終結の時まで）を有効期間とします（但し、その時点で大規模買付者が出現している場合には、当該大規模買付者に対する措置としてその効力が存続するものとします）。当社取締役会は、3年が経過した時点で、改めて本対応方針に関する株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。当社取締役会は、本株主総会承認の有効期間中、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況を勘案して、本株主総会承認の趣旨の範囲内で、本対応方針の細目その他必要な事項の決定や修正等を行うこととします。

本対応方針は、株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、当社取締役会は不発動決議を速やかに行うものとしております。また、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任される委員により構成される独立委員会が、株主意思確認総会の招集に先立つ独立委員会検討期間内において、当該大規模買付行為が当社の中長期的な企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認め不発動勧告決議を行った場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに同勧告決議に従い不発動決議を行うこととしています。このように、取締役の地位の維持等を目的とした恣意的な発動を防止するための仕組みを本対応方針は確保しております。

さらに、当社は、取締役の解任決議要件の普通決議からの加重も行っておりません。本対応方針は、大規模買付者が自己の指名する取締役を当社株主総会の普通決議により選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止させることが可能です。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める適法性の要件及び合理性の要件を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会の2008年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。さらに、経済産業省公正な買収の在り方に関する研究会2023年8月31日付報告書「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の提示する企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則に則っております。

本対応方針は、2026年5月15日に開催された当社取締役会において、監査等委員である取締役を含む全取締役の賛成により決定されております。

なお、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。）の規定に依拠して定義されている用語については、同法に改正がなされた場合には、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。また、本対応方針で引用する法令の規定は、2026年5月15日現在施行されている規定を前提にしたものであり、同日以降、法令の改廃により上記各項に定める条項又は用語に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会

において、当該改廃の趣旨を踏まえて、適宜合理的範囲内で読み替えることができるものとします。

以上

(注1) 本対応方針において「大規模買付行為」とは、次の①又は②のいずれかに該当する行為をいいます。但し、予め当社取締役会が承認する行為については除かれるものとします。なお、以下の株券等保有割合又は株券等所有割合等の算出に当たり、総議決権（金融商品取引法第27条の2第8項）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項）等について、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書等のうち直近に提出されたもの等を参照することができるものとします。

① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項。以下別段の定めがない限り同じ。）について、保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者で、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項。以下同じ。）が20%以上となる、買付け等（株券等（金融商品取引法第27条の2第1項）の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第6条第3項に定める行為をいいます。）その他これに準ずる行為として当社取締役会が定めるもの（※）

※ 当社取締役会が、本日付で、買付け等に「準ずる行為として当社取締役会が定めるもの」として決議した内容は以下のとおりです。

下記(i)及び(ii)のいずれかに該当する行為。なお、下記(i)及び(ii)にかかわらず、当社が行う株券等の発行又は自己の有する株券等の処分（当社が行う合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付に伴って行われるものを含む。）による当社の株券等の取得行為は含まれない。他方、当社の行った自己株式の消却その他当社取締役会が定める行為のみに起因して株券等保有割合が20%以上となった場合、その者の株券等保有割合が当該行為以外の態様によってその後1%以上増加することとなる行為は含まれる。

(i) 買付け等以外の取得等の行為（金融商品取引法第27条の23第1項又は第3項に規定される「保有者」に該当することとなる行為を含む。）

(ii) 第三者が自己の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。なお、同法第27条の2第7項に定義される特別関係者は、本①に掲げる行為において、当該保有者の共同保有者とみなす（株券等保有割合の計算においても同様とする。）。以下同じ。）に該当する関係（特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）に該当する関係を含む。）の組成

② 金融商品取引法第27条の2第1項本文に規定される「買付け等」（株券等（金融商品取引法第27条の2第1項）の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第6条第3項に定める行為をいいます。）の後の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項。但し、公開買付者（金融商品取引法第27条の3第2項）の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）の株券等所有割合との合計とします。）が20%以上となる当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項）の公開買付けの開始行為（「買付け等の後の株券等所有割

合」は当該公開買付けの公開買付届出書の記載によって判定されることを基本とし、公開買付開始公告が行われた日の翌営業日が到来したことをもって「大規模買付行為を行った」ものとします。)

(注2) 本対応方針において「特定株主グループ」とは (a) 当社の株券等の保有者で、不発動決議を得ない上記(注1)①の大規模買付行為が行われたことによって株券等保有割合が20%以上となった者(以下「特定大規模買付者①」といいます。)及び上記(注1)②の大規模買付行為を行った者で当該大規模買付行為を行った時点までに不発動決議を得なかった者(以下「特定大規模買付者②」といい、特定大規模買付者①及び特定大規模買付者②を総称して、以下「特定大規模買付者」といいます。)並びに (b) 特定大規模買付者①の共同保有者(特定大規模買付者①の特別関係者を含みます。)、(c) 特定大規模買付者②の特別関係者及び (d) これらに準ずる者として当社取締役会が定める者(※※)とします。但し、当社、当社の子会社、従業員持株会及びこれらに準ずる者として当社取締役会が定める者は、「特定大規模買付者①」、「特定大規模買付者②」、「特定大規模買付者」には該当しないものとします。

※※ 当社取締役会が、本日付で、上記(d)「これらに準ずる者として当社取締役会が定める者」として決議した内容は以下のとおりです。

以下のいずれかに該当すると当社取締役会が独立委員会の諮問を経て合理的に認めた者

- (i) 上記(注2)(a)ないし(c)に該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
- (ii) 上記(注2)(a)ないし(c)又は上記(i)に該当する者の「関連者」。「関連者」とは、(7)実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者、又は(4)当社の株券等に関する名義貸し若しくは借株、又は本新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他特定大規模買付者に課される大規模買付ルールの特段の合意を上記(注2)(a)ないし(c)又は上記(i)に該当する者との間で行っている者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情も勘案される。

新株予約権の無償割当てに関する概要

一 本新株予約権の主な内容

- 1 本新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式
- 2 本新株予約権の目的となる株式の数
本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、2 株以下で当社取締役会が別途定める数とします。
- 3 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1 円に各新株予約権の目的となる株式の数に乗じた額とします。
- 4 本新株予約権を行使することができる期間
無償割当効力発生日以後の日から開始する当社取締役会が別途定める一定の期間
- 5 行使条件
 - (1) 特定株主グループが保有する本新株予約権(実質的に保有するものを含みます。)は、行使することができません。
 - (2) 当社は、上記(1)の実効性を確保するため、特定株主グループに該当しないこと(特定株主グループのために本新株予約権を行使するものではないことを含みます。)を確認するための合理的手続を定めることができます。
 - (3) 適用ある外国の証券法その他の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。
- 6 譲渡承認
譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会(又は会社法第 265 条第 1 項但書の規定に従い当社取締役会が定める機関)の承認を要します。

7 取得条項

- (1) 当社は、無償割当効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で上記5(1)(2)の規定に従い行使可能な(すなわち特定株主グループに該当しない者が保有する)もの(上記5(3)に該当する者が保有する本新株予約権を含みます。下記7(2)において「行使適格本新株予約権」といいます。)について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を交付して取得することができます。
- (2) 当社は、無償割当効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外の本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で特定株主グループの行使に制約が付されたもの(譲渡承認その他当社取締役会が定める内容のもの)とします。)を交付して取得することができます。なお、当該取得の対価として現金の交付は行わないものとします。

8 端 数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

9 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

二 本新株予約権の無償割当ての主な内容

1 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式(当社の有する普通株式を除きます。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、割り当てる本新株予約権の総数は、無償割当基準日における当社の最終の発行済株式総数(但し、当社の有する普通株式の数を除きます。)とします。

2 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

無償割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された全普通株主(但し、当社を除きます。)とします。

3 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権の無償割当ての効力発生日は、無償割当基準日以降の日で当社取締役会が別途定める日とします。

以 上

独立委員会規程の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役及び(ii) 社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議をもって選任する。
- 独立委員会の委員の数は、3名以上とする。
- 独立委員会の委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- 独立委員会は、不発動勧告決議、株主意思確認総会の招集に関する勧告を行う。このほか、本対応方針に関する事項で当社取締役会から諮問を受けた事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する場合がある。独立委員会の各委員は、決議を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- 独立委員会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する情報の内容が不十分であると判断した場合には、情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、大規模買付者から大規模買付行為に関する情報及び独立委員会が追加提出を求めた情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付者の買付けの内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
- 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善させるために、その裁量において、直接又は当社取締役会に委任した上で、当該大規模買付者と協議・交渉を行うことができる。
- 独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもって行うものとし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。但し、不発動勧告決議は独立委員全員の一致によるものとする。

以 上

独立委員会の委員の氏名・略歴

柿崎 環 氏

1961年生まれ
2009年4月 東洋大学専門職大学院法務研究科教授
2012年4月 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
2014年4月 明治大学法学部教授（現任）
2017年6月 当社社外監査役
2020年6月 京浜急行電鉄株式会社社外取締役（現任）
2021年6月 株式会社秋田銀行社外取締役（現任）
2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

岩崎 賢二 氏

1955年 生まれ
2010年 6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役
2014年 4月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
2017年 4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長
東京海上ホールディングス株式会社副社長執行役員
2017年 6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長
東京海上ホールディングス株式会社取締役副社長
2018年 6月 一般社団法人 日本損害保険協会専務理事
2022年 6月 総合警備保障株式会社（現ALSOK株式会社）社外取締役（現任）
2023年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

木村 恵司 氏

1947年 生まれ
2005年 6月 三菱地所株式会社代表取締役社長
2011年 4月 三菱地所株式会社代表取締役会長
2016年 6月 三菱地所株式会社取締役会長
2017年 4月 三菱地所株式会社取締役
2017年 6月 三菱地所株式会社特別顧問（現任）
2018年 6月 株式会社マツモトキョシホールディングス
（現株式会社マツキョココカラ&カンパニー）社外取締役（現任）
2019年 6月 一般社団法人日本ビルディング協会連合会会長（現任）
2019年 6月 当社社外取締役（現任）

※本定時株主総会において、須藤修氏が取締役として選任された場合には、木村恵司氏に代わり、須藤修氏が独立委員に就任する予定です。須藤修氏の略歴は以下のとおりです。

須藤 修 氏

1952年 生まれ

1983年 4月 東京八重洲法律事務所パートナー

1993年 4月 あさひ法律事務所創設・パートナー

1999年 6月 須藤・高井法律事務所開設・パートナー

2016年 5月 須藤綜合法律事務所開設・パートナー（現任）

2016年 6月 株式会社プロネクサス社外監査役（現任）

2016年 6月 京浜急行電鉄株式会社社外監査役

2025年 6月 当社社外取締役（現任）

2025年 6月 京浜急行電鉄株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

以 上

情報リスト

1 大規模買付者グループ¹の概要

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 沿革
- (3) 資本金の額又は出資金の額その他資本構成及び発行済株券等の総数
- (4) 代表者及び役員（これらの役員と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）
（組合その他のファンドの場合は役員に相当する社員その他構成員）の役職及び氏名、職歴
（兼任先を含む。）及び所有する株券等の数
- (5) 会社等の目的及び事業の内容（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含む。）
- (6) 直近2事業年度の財政状態及び経営成績その他の経理の状況
- (7) 国内連絡先
- (8) 設立準拠法
- (9) 大株主又は大口出資者（所有する株券等又は出資割合上位10名）の概要
- (10) 大規模買付者を実質的に支配する者がいる場合の当該支配者の概要
- (11) 反社会的勢力及びテロ関連組織との関連性に関する情報並びにこれらに対する対処方針
- (12) 過去10年以内における法令違反や法令遵守に関する監督官庁からの指導等の有無（及びそれが存する場合にはその概要）
- (13) 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報
- (14) 出資先及び出資先に対する出資割合、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細
- (15) 内部統制システム（グループ内部統制システムを含む。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無及び状況
- (16) 大規模買付者と共同保有者等との関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革、共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合には当該合意の内容を含む。）の概略

2 当社株券等に関する情報

- (1) 大規模買付者グループの各主体が現に保有する当社株券等の数（取得請求権付株式、取得条項付株式の場合は転換前と転換後の当社株券等の数）及び株券等保有割合（特別関係者に該当する保有者がいる場合、当該保有者の保有分を含む。）
- (2) 大規模買付意向表明書の提出前60日間における当社株券等の取引状況

¹ 大規模買付者のグループ会社、共同保有者、特別関係者、大規模買付者を実質的に支配する者、関連者（これらの者を「共同保有者等」という。）を含む。

- (3) 大規模買付者グループが既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、オプションに係る契約、売戻し契約、買戻し契約、売買の予約その他の将来の当社株券等の移動に関する重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類（貸借契約の場合には、貸借の別を含む。）、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (4) 大規模買付者グループが当社株券等に関するデリバティブ取引を行っている場合にはデリバティブ取引の種類、相手方、決済日又は権利行使期間若しくは取引期間等当該デリバティブ取引の内容、デリバティブ取引の相手方から株券等を取得する目的の有無、当社に対して重要提案行為等を行う目的の有無、デリバティブ取引の相手方が保有する議決権の行使に影響を及ぼす目的の有無

3 大規模買付行為を行うに際して大規模買付ルールに定める手続を遵守する旨の誓約文言

4 企図する大規模買付行為の概要

- (1) 大規模買付行為により取得等を予定する当社株券等の種類及び数
- (2) 大規模買付行為を行う者及び株券等保有割合又は株券等所有割合が20%以上となる者の特定（複数いる場合には全員）
- (3) 買収対価の種類、金額、算定根拠（算定の前提となる事実・仮定条件、予想されるシナジーの額及びその算定根拠等）、第三者（以下「算定機関」といいます。）から当社株券等の価値に関する評価書、意見書その他これらに類するもの（以下「算定書等」といいます。）を取得した場合には、算定機関の氏名又は名称、算定機関の独立性に関する事項、算定書等の内容
- (4) 買収資金の裏付けに関する事項（資金の調達方法、調達を行うための条件、関連する取引の仕組み、買収資金の提供者（実質的提供者を含む。）の名称及び資本構成等、調達先が金融機関以外の者である場合には、当該調達先が資金を有すること又は調達することができることを確認した結果及びその確認の方法を含む。）
- (5) 買収方法の適法性
- (6) 大規模買付行為が実行される時期及び確実性
- (7) 大規模買付行為が買付け等以外の態様の場合の当該行為の内容の詳細
- (8) 大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項）その他の目的がある場合にはその旨及び内容（これらの行為の具体的な内容、行為の時期、行為を行う条件、行為の目的））
- (9) 大規模買付行為を企図するに至った背景、目的及び意思決定の過程（例えば、買付者等グループの事業内容及び当社の事業内容又は財政状態、経営成績若しくはキャッシュフローの状況を踏まえ、これらを改善する観点から大規模買付行為の実施を検討した場合には、当該検討の具体的内容）

5 大規模買付行為完了後の経営方針

- (1) 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針及び事業計画（財務計画、投資計画、資本政策、配当政策、資産活用等）

- (2) 当社の組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更その他当社の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合にはその内容及び必要性。純投資を目的とする場合には、当社株券等を取得した後の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにその理由
 - (3) 大規模買付行為完了後に当社株券等をさらに取得する予定の有無、その理由及びその内容
 - (4) 大規模買付行為の結果、当社の株券等について上場の廃止が生じるおそれがある場合には、その旨及び上場の廃止の原因となる事由。上場の廃止を回避するための措置を予定している場合には当該措置の内容
- 6 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの中長期的な企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるための施策並びに当該施策が当社及び当社グループの中長期的な企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることの根拠
 - 7 大規模買付行為に際しての第三者との意思連絡の有無（買収資金の供与、当社株券等の取得要請、重要提案行為等の要請を含む。意思連絡がある場合にはその目的及び内容並びに当該第三者の概要）、取得し又は取得を予定している当社株券等に関して譲渡、担保契約等の締結、株主としての権利行使に関する合意その他第三者との合意又はその予定がある場合には、当該合意の種類、合意の相手方、当該相手方との関係、合意の目的、合意の対象となっている株券等の数量及び取引条件等の当該合意の具体的内容
 - 8 大規模買収者の事業計画の実施に向けて想定される①事業の拡大、縮小、売却等の内容、②研究開発、人的資本、知的財産・無形資産等への成長投資等の方針、③当該事業計画が当社グループのステークホルダー（お客様、株主/投資家、従業員、地域社会、パートナー等を含む。）に与える影響及び当社グループのステークホルダーの利益を守るための対応方針等
 - 9 大規模買付行為に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性
 - 10 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
 - 11 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - 12 旅客ターミナルにおける絶対安全の確立、お客様本位の旅客ターミナル運営、安定的かつ効率的な旅客ターミナル運営のための具体的な方策
 - 13 その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

以上

大規模買付行為と当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益について

本文(3)③(エ)規定の「大規模買付行為が当社の中長期的な企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合」とは、当該大規模買付行為が次の(1)ないし(10)のいずれの場合にも該当するおそれがなく且つ当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うことが、合理的根拠をもって示された場合とする。

- (1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている若しくは行おうとしている場合（いわゆるグリーンメイラー）又は当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- (2) 大規模買付行為の目的が、主として当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させることにある場合
- (3) 大規模買付行為の実行後に、当社又は当社グループ会社の資産の全部又は重要な一部を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、大規模買付行為を行おうとする場合
- (4) 大規模買付行為の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、（工場その他の）設備、知的財産権又は有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか又はかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする点にある場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、金額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものである場合
- (6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買収や部分的公開買付けなどに代表される、株主の判断の機会又は自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の源泉をなす重要な経営資源（独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等）を不当に害することで大規模買付者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為である場合
- (8) 大規模買付行為が実行された場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付行為が実行されない場合の当社の企業価値と比べ、劣後する場合
- (9) 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の主要株主として不適切である場合
- (10) 大規模買付行為について検討等を行うために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること

以上

大株主の状況

2026年3月31日現在

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	8,695	9.33
日 本 航 空 株 式 会 社	4,398	4.72
A N A ホールディングス株式会社	4,398	4.72
I S H A R E S G L O B A L I N F R A S T R U C T U R E E T F	3,606	3.87
株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・ 京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口)	3,484	3.74
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,300	3.54
三 菱 地 所 株 式 会 社	3,111	3.34
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,068	3.29
大 成 建 設 株 式 会 社	2,731	2.93
株式会社日本カストディ銀行 (信 託 口)	2,391	2.56

(注) 持株比率は自己株式(9,631株)を控除して計算しております。

以 上